

第2期八雲町総合計画 (素案)について

1、募集の趣旨

平成20年に八雲町民憲章を基本理念に掲げ策定した新八雲町総合計画が、平成29年度に期間終了することに伴い、新しい町政運営の目標とその実現方法を明確にし、計画的なまちづくりを進めるための指針となる新しい総合計画を、平成28～29年度の2か年かけて策定を行っています。

第2期八雲町総合計画は、町民と行政が一体となったまちづくりを推進していくため、この先10年の方向性と5年間の政策を示したものであり、よりよい計画とするため、広く町民の皆さまから意見を募集します。

2、意見の募集期間

8月25日(金)～

9月25日(月)

3、提出できる方

(年齢制限はありません)

- ① 町内に住所を有する方
- ② 住所を有してはなくても、町内の事業所などで働いているまたは学んでいる方
- ③ 町内で活動する法人、団体
- 4、資料の入手方法・提出方法

【入手方法】

・ 町ホームページからのダウンロード

http://www.town.yakumo.lg.jp/modules/chousei

・ 次の場所への備え付け

企画振興課、熊石総合支所
地域振興課、落部支所

【提出方法】

・ 書面の持参(備え付けと同様)

・ 郵送 〒049-3192

八雲町住初町138番地

八雲町企画振興課企画係

・ ファックス ・ 電子メール

5、留意事項

意見の提出にあたっては、書面に必ず、住所、氏名(法人その他団体の場合は、名称および代表者名)、電話番号、3①②に該当する方は、事業所または学校の名称の記載をお願いいたします。記載がない場合や電話での受け付けはできませんのでご注意ください。
※個人情報、本件の内部管理のみに使用します。提出意見および検討結果の公表にあたっては、個人情報を公表することはありません。

【問い合わせ先】

八雲町企画振興課企画係

☎ 0137-262-2300

☎ 0137-626-2120

電子メール

kikaku@town.yakumo.lg.jp

自治基本条例って 何ですか vol.16

前回のVol.15(平成29年6月号)では自治基本条例の第3章(町民参加と協働)第18条について解説しました。今号では、第19条と第20条を紐解いていきます。

第4章(住民投票)

第19条(住民投票)

町長は、町政に関わる重要事項について、住民(町内に住所を有する者をいう。以下、同じ)の意思を直接確認する必要があるときは、議会の議決を経て、条例による住民投票の制度を設けることができます。

- 2 住民投票に参加できる者の資格及びその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。
- 3 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

第20条(住民投票の請求及び発議)

議会の議員及び町長の選挙権を有する住民は、法の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票条例の制定を町長に請求することができます。

- 2 議会の議員は、法の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票条例の制定を議会に発議することができます。
- 3 町長は、住民投票条例の制定を議案として議会に提出することができます。

解説・考え方

八雲町の将来を大きく左右する問題が発生し、住民に直接その意思を確認する必要があるときに、住民投票の制度を設けることを明記しています。対象事項は「町政に関わる重要事項」で基本は、町の決定権が及ばない案件や一部地域の問題であり、町全体に影響を及ぼさない事項などは対象としていません。他市町村では、市町村合併や原子力発電所建設等を巡る問題が対象となっています。

住民投票に参加できる人の資格(年齢要件等)、その他住民投票の実施にあたって必要な事項については、案件ごとに条例で定めることとしています。

本章で規定する住民投票は、法的拘束力を持たない「諮問型住民投票」としており、住民投票の結果は、議会および町長の双方がその結果を最大限に尊重した政策判断を行うことが求められています。

住民投票の請求および発議は、地本自治法に基づき行われ、条例案は、町民請求は有権者1/50の連署により町長へ条例制定の請求、議員は議員定数の1/12の賛成で条例案を提出、町長は自ら議会へ提出することで発議できます。

現在は、住民が直接選挙することで議員と首長を選び、双方が住民代表として自治を行う「間接民主制」です。一方で地方自治法では直接請求という住民の意思を直接自治に反映できる「直接民主制」も保障しています。町民は、議員と町長に町政を信託していますが、町政全ての事項を白紙委任しているわけではありません。町民自らが直接意思表明を表明できる制度を設けることで、間接民主制が補完され、町の自治の充実が図られることとなります。